

報告事項 イ

教職員研修等実施協議会について

教職員研修等実施協議会の概要について、別紙のとおり報告します。

平成29年2月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

教職員研修等実施協議会について

平成29年2月15日
教育センター

鳥取県教育センターの事業が円滑に実施され、効果的なものになっているか等について意見を聴取し、その質的な向上を図るため、有識者等で構成する標記の会を以下のとおり開催しました。

1 開催日時・場所

- <第1回>平成28年 6月14日(火) 14時30分～16時30分(倉吉市上井公民館)
- <第2回>平成28年 9月27日(火) 14時30分～16時30分(ホテルセントパレス倉吉)
- <第3回>平成28年12月 6日(火) 14時30分～17時(ホテルセントパレス倉吉)
- <第4回>平成29年 2月 7日(火) 14時30分～16時45分(ホテルセントパレス倉吉)

2 委員及びオブザーバー

三島 修治	島根大学教育学部特任教授	土海 孝治	湯梨浜町教育委員会教育長
竹内 通恵	鳥取市教育センター所長	鷺見 寛幸	大山町立大山小学校校長
足立 祥一	米子市日吉津村中学校組合立 箕蚊屋中学校校長	小宮山信行	県立鳥取工業高等学校校長
三王寺孝子	県立鳥取豊学校校長	加藤 浩志	若桜町立若桜学園小・中学校教頭
山根美智代	鳥取市立気高中学校事務主幹	大黒 恭子	大誠こども園園長
浅野 良一	兵庫教育大学大学院教授	小谷 健一	鳥取大学教員養成センター特任教授
外川 正明	公立鳥取環境大学教授		

【出席者】

- <第1回> 委員10名、教育センター所長・関係職員7名
- <第2回> 委員9名、オブザーバー1名、教育センター所長・関係職員7名
- <第3回> 委員8名、オブザーバー2名、教育センター所長・関係職員8名
- <第4回> 委員7名、オブザーバー2名、教育センター所長・関係職員7名

3 主な内容

- (1) 平成28年度教職員研修等について
 - ① 平成28年度教職員研修の実施状況について
 - ② 平成28年度学校教育支援事業の実施状況について
 - ③ 平成28年度業務評価について
- (2) 平成29年度教職員研修等について
 - ① 平成29年度教職員研修の実施について
 - ② 平成29年学校教育支援事業の実施について
- (3) その他
 - ① 教員のキャリアステージにおける育成マップについて
 - ② OJTの促進について

4 主な意見・提言等

<教職員研修について>

- ・初任者研修から3年目研修までの3年間を見据えた若手育成研修に期待
- ・早い時期から学級経営など教師として必要な内容について学ぶことは大切

- ・学級担任として保護者や地域の期待に応えられる資質や能力の育成が必要
- ・講師の研修機会や研修内容の充実が必要（系統立てた学びの場の確保）
- ・若手育成のために、大学との連携を強化していくことが重要
- ・ニーズの把握と特別支援教育や情報モラル教育などの教育課題に対応した研修の充実を
→新設した3年目研修や採用前からの若手育成セミナーなどの充実を図り、教職経験や教育課題に対応した研修の見直しを実施

<学校教育支援事業について>

- ・ICT活用教育の推進にあたっては、学校間の取組の違いや教職員のニーズへの対応がポイント
- ・インターネットを活用した支援を充実する際は、著作権やイントラの活用等について検討が必要
- ・安易な情報の利用やサポートへの依存に陥らないよう、自律に向けた支援や働きかけが重要
→学校の実態やニーズの把握に努め、学校教育支援サイトを開設するとともに訪問型の校内研究・研修支援を強化

<教員のキャリアステージにおける育成マップについて>

- ・自分のめざすところが分かりやすく、教員の今日的な専門性の位置づけが明確
- ・中堅教員に向けて位置づけられているメンター（支援的助言者）的な役割の自覚が大切
- ・地域や外部機関と連携する力やワークライフバランスは、これからの学校や教職員にとって重要
- ・校内研修や自己研修など、学校現場における学びとリンクさせることが有効
- ・教職員が自己の力量を振り返り、必要な研修を受講するなどの活用が可能
- ・今後は育成マップを踏まえた研修計画や教職員研修体系の見直しが必要
- ・学校リーダーを指向したキャリア後期の育成マップ作成も今後の課題の一つ
→提言を踏まえて改善した育成マップに基づく研修企画を進め、その有効性や活用の可能性等について検証し改善

<OJTの促進について>

- ・OJTの概念についての共通理解や教員育成の様々な仕組みも含めた整理が必要
- ・研修を通じてOJTを推進する校内リーダーを育てることも重要な課題
- ・学校が組織的に取り組んでいくための管理職等への支援が必要
- ・学校現場や教職員の立場に立ち、具体的なガイダンスや好事例の紹介をしていくことが必要
→OJTの考え方や進め方などの内容を既存の研修に位置づけ、センターだより等で学校の取組事例を発信

<その他>

- ・センター事業の広報や教育情報を発信する機会の一層の充実を
- ・調査研究機能の充実等、シンクタンクとしての役割にも期待
→新設したフォーラムなど様々な機会をとおして情報発信に努め、大学等と連携により研究・支援機能を強化

5 今後の予定

- ・本協議会及び業務評価における意見・要望等を踏まえ、次年度の研修及び事業を実施

6 その他

- ・教育公務員特例法の一部改正に伴う取組の推進

<改正の概要>

- ・教育委員会と関係大学等で構成する協議会の設置
- ・校長及び教員としての資質向上に関する指標の策定
- ・指標を踏まえた教員研修計画の策定
- ・10年経験者研修の見直し

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備
- 教師の資質・能力の開発・向上を国として支援するための拠点の整備などを提言。

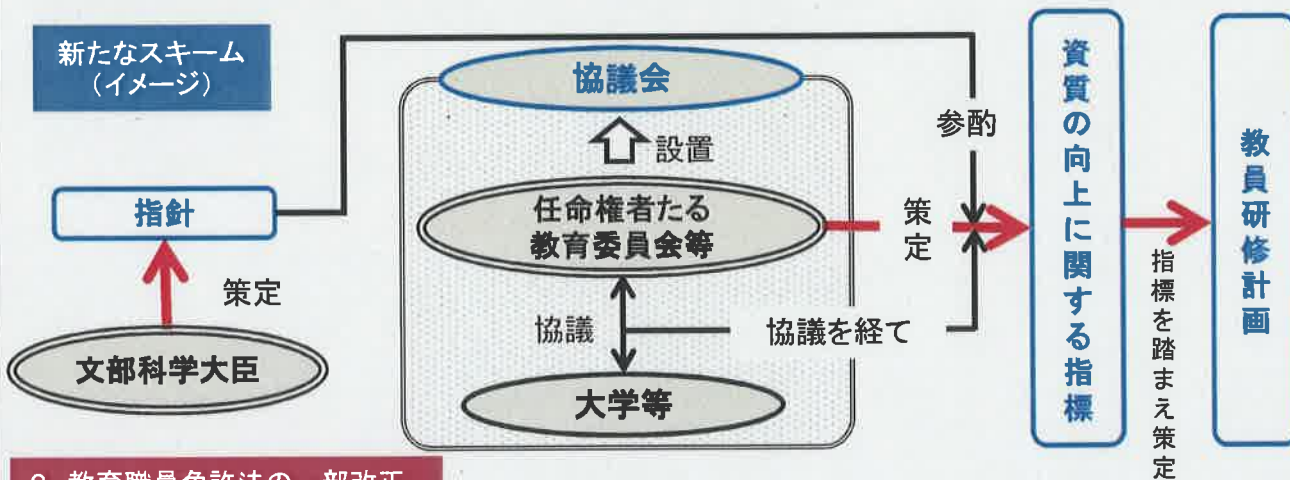
1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備【第22条の2～第22条の5関係】

- ・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
- ・教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し【第24条関係】

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。【第4条、別表第一～別表第四関係】

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。【第2条、第10条関係】

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行 (予定)

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面实施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面实施予定。次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。